

多世代での同居を応援します

2022
年度

愛川町三世代同居定住支援 住宅改修補助金

上限最大
40万円

手続きの詳細やご不明な点については、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 愛川町企画政策課 電話:046-285-6924

制度のご案内

親の世帯や子の世帯等が、愛川町に転入または転居をして三世代以上で同居するために町内の持家を改修する場合に、費用の一部を補助するものです。

◎ 補助金額は住宅改修費用の1/2(上限20万円、千円未満切捨て)

◎ 子世帯が転入し、その世帯主又は配偶者が40歳未満の場合、20万円加算!!

対象工事

■ 工事完了から1年以内であること。 ■ 対象工事費用の合計が10万円以上であること。

■ 対象工事 ①自ら居住するための部分の増築・改築等 ②屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事 ③床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事 ④雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事 ⑤電気、ガス等の設備工事 ⑥トイレ・風呂・キッチン等の水周り改修等の給排水工事 ⑦その他町長が必要と認めるもの

■ 対象外 ①敷地造成、門、塀その他の外構工事 ②家具、家庭用電気機械器具の購入、設置等 ③物置や車庫等の設置等 ④住宅改修に係る本町の他の補助を受けた工事 ⑤その他町長が適当でないとするもの

申請時添付書類

- 親、子、孫等の関係を証明する戸籍全部事項証明書等の写し(子が出産予定の場合は、母子健康手帳の写し)
- 工事完了日から遡り、過去1年以内に町内で三世代同居をしていないことが証明できる戸籍の附票等(発行後3カ月以内)の写し
- 建物登記簿の全部事項証明書(発行後3カ月以内)
- 工事請負契約書の写し及び領収書等の写し
- その他町長が必要と認める書類

主な住宅要件

- 親・子・孫等の直系親族のいずれかの名義で町内に所有する住宅
- 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅

※戸建のほか、マンションも対象になります。

チラシ有効期限:2023年3月31日

主な補助対象者要件

- 申請者世帯とその他の世帯の両方または一方が愛川町に転入または町内転居すること。
- 町内に親・子・孫等の三世代で同居すること。(過去1年以内に転入先または転居先の住所で三世代同居をしていないこと)
- 本町の町税を滞納していないこと。(全員)
- 過去にこの補助金を受けていないこと。

申請手続きの流れ

- 申請
申請書・必要書類を企画政策課へ提出ください。
《土日、祝日及び年末年始を除く8:30~17:15》
- 審査
書類等により、要件適合の審査を行います。
現地調査等をする場合があります。
- 交付決定
審査完了後、交付決定の通知を送付します。
- 請求
交付決定通知書送付時に請求書を同封しますので、記入、押印の上、提出ください。
- 振込
請求書を受領後、補助金を交付します。

※予算額に達し次第、早期終了する場合があります。